

(電子メール施行)
教体第1144号-2
令和3年5月10日

各指定管理者様

兵庫県教育長

緊急事態宣言が延長されたことを踏まえた県立体育施設における
取扱いについて（通知）

平素は、本県教育行政の推進にご協力をいただきありがとうございます。

このたび本県に出されていた緊急事態宣言が5月31日まで延長となりましたが、ゴールデンウィーク中の人の流れを抑制する観点から閉館としていた措置は見直され、5月12日以降は、営業時間を短縮のうえ、開館することとなりました。

つきましては、改めて感染防止対策を徹底のうえ、適切に対応願います。

記

○感染防止対策

- ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、県対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限による取扱い」を遵守

○施設の使用制限

①営業時間

1,000 m²超の屋内施設は19時まで（屋外施設は20時まで）

1,000 m²以下の施設（屋内・屋外共通）は20時まで

②入場整理の実施

- ③店舗での飲酒につながる酒類提供等（酒類の店内持込含む）及びカラオケ設備使用の不可

○イベントの開催制限

- ①人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保すること

- ②開催時間は、21時まで

- ③業種別ガイドライン遵守の徹底

新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針

兵庫県では、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）第32条第1項に基づく緊急事態措置区域となったことから、医療・検査体制、外出自粛、中小企業支援など多岐にわたる対策を取りまとめた対処方針（以下「本方針」という。）を策定し、新型コロナウイルス対策の全体像を県民に明らかにしながら、緊急事態措置等を実施した。

令和2年5月21日に緊急事態措置区域を解除された後も、患者発生状況や分析結果等を踏まえて本方針を順次改定し、対策を積み重ねてきた。

令和3年1月13日、特措法第32条第3項に基づき、再び緊急事態措置区域となったことから、本方針に基づき、緊急事態措置を実施してきた。

令和3年2月28日をもって、本県は緊急事態措置実施区域から解除されたが、再び感染が拡大し、令和3年4月5日からまん延防止等重点措置を実施している。しかし、感染の急拡大が収まらない状況であるため、令和3年4月21日に政府へ緊急事態宣言の発出を要請し、4月23日、本県が特措法32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域とされたことから、以下の緊急事態措置を実施する。

I 区 域

兵庫県全域

II 期 間

緊急事態措置実施期間	令和2年4月7日～令和2年5月21日 令和3年1月14日～令和3年2月28日
まん延防止等重点措置実施期間	令和3年4月5日～令和3年4月24日
緊急事態措置実施期間	令和3年4月25日～令和3年5月 <u>31</u> 日

III 措 置

1 医療体制

(1) 入院体制

①病床の確保

- 重症対応124床、中等症685床、軽症221床の計1,030床を確保した。運用病床を順次拡大するとともに、1,200床程度の体制構築を目指す。
- 空床補償経費について独自の上乗せを行うとともに、入院治療を行う医療機関に対し入院患者受入の支援を行う。
- 人工呼吸器や個人防護服等の整備を支援する。

②重症者への対応

- 県立加古川医療センターを県内全域の患者に対応する「新型コロナウイルス感染症拠点病院」、神戸市立医療センター中央市民病院・県立尼崎総合医療センターを重症患者等に対応する「新型コロナウイルス感染症重症等特定病院」に位置づける。
- 県立加古川医療センターにおいて、臨時の重症専用病棟を活用し、併せて人材育成にも活用する。

- 中等症患者の診療体制の充実と重症対応医療機関の負担軽減を図るため、最新の知見に基づく標準治療を周知する。

③転院の促進

- 重症対応医療機関から中軽症対応医療機関等への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。
- 県病院協会・県民間病院協会に看護師等を配置した「転院支援窓口」を設置し、医療機関の地域連携室等と連携し回復者の転院受入を促進する（受入登録病院：193 病院）。
- 入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援（1 名受入あたり 10 万円）を実施する。

④精神科医療への対応

- 感染管理認定看護師等の派遣による感染症対策研修を実施する。
- 感染者発生時、感染症専門医・感染管理認定看護師による感染拡大防止対策指導や陽性者への治療支援を行う。

⑤その他

- がん患者、透析患者、障害児者、妊産婦・小児の患者などは特に配慮する。
- 医療機関における面会等について、感染を防ぐため、直接面会の自粛を要請する。

(2) 無症状者や軽症者への対応

①基本的な方針

- 無症状者や軽症者については、当面の間、宿泊療養及び自宅療養を基本に対応する。なお、療養場所については、概ね下表の区分を目安とするが、具体の対応については、例えば、基礎疾患がある者、妊婦、食事制限が必要な者等個別の状況に応じて判断。

区 分	対 象 患 者
入 院	中等症以上の者。特に中等症Ⅱ（SpO ₂ ≤93%、酸素投与が必要）以上の者は優先して入院
宿泊療養	無症状または軽症者
医療強化型	65 歳未満で呼吸不全のない中等症患者、もしくは 65 歳以上の軽症者
自宅療養	65 歳未満の無症状または軽症者等で自宅において感染対策が行える者

②宿泊療養施設の確保

- 現在 1,165 室の運用を行っている。5 月 11 日から神戸市内に確保した 1 施設（160 室）の運用を開始する。さらに、1,500 室程度の体制構築に向け、新たに神戸市内に確保した 1 施設（150 室程度）を 5 月中旬の運用開始に向けて準備を進める。
- 患者搬送力の強化、調整事務スタッフの充実、運営体制の強化により、宿泊療養施設の稼働率の更なる向上を図る。
- オンコール医師等の対応に加え、兵庫県医師会協力の下、医師派遣施設を 3 施設（神戸・西宮・姫路）設置している。さらに、兵庫県医師会・兵庫県薬剤師会と協議を進め、宿泊療養施設への往診・調剤等を行う体制を構築する等、医療ケアのさらなる充実を図る。

(3) 円滑な入院調整等の実施

- 各保健所による入院調整を基本としつつ、圏域を越える入院等各保健所の依頼により、新型コロナウイルス入院コーディネートセンター（CCC-hyogo）が症状に応じた適切な入院調整もしくは宿泊療養調整を行う。

- 医師（災害医療コーディネーター）及び調整事務スタッフ（看護系大学の教員等）の充実により、入院調整機能を強化する。

(4) 自宅待機者等に対するフォローアップ体制の強化

- 家庭訪問による継続した健康観察等を行うなど、症状をふまえた的確な対応を行う。
 - ・感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した健康観察、相談対応
 - ・高齢者や基礎疾患を有するなど特に注意が必要な方には、パルスオキシメーター等を活用した家庭訪問による健康観察を行う。
- 保健所等が指示した往診を実施した医療機関へ支援（1日当たり 50,000 円）を行うとともに、必要に応じて食料品・衛生資材等の配布やパルスオキシメーターの貸出を行う。

(5) 自宅療養の実施

- 医療機関等の負担を軽減するため、当面の対応として、自宅療養を実施する。

(6) 外来医療体制の強化

- 帰国者・接触者外来を 75 機関設置している。発熱等診療・検査医療機関 1,181 ヶ所を指定している。
- かかりつけ医等地域の身近な医療機関に電話相談し、指示に従って受診すること、かかりつけ医等がない時は「発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所）」や「新型コロナ健康相談コールセンター（全県）」へ相談することを呼びかける。特に発熱や咳などの比較的軽い症状でも、高齢者や基礎疾患を有する者は早めの相談を呼びかける。

(7) 検査体制の強化

- 衛生研究所、民間検査機関、帰国者・接触者外来への PCR 検査機器購入支援などにより、検査体制の充実を図り、7,080 件/日の検査件数を確保している。
- 県立健康科学研究所では、自施設で検査した陽性検体の Ct 値 30 以下の検体について変異株 PCR 検査を実施している。ゲノム解析も実施している。
- 保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」を 8 ヶ所開設している。
- 抗原検査について、救急患者の早期診断やインフルエンザの流行期における発熱患者への検査等に活用する。また、抗体検査については、正確な感染状況の把握に資するため、神戸大学と協力して研究を推進する。

【PCR 検査体制】

区 分		現状（件）	従前（件）
衛生研究所等	兵庫県	700	700
	保健所設置市	685	685
	小 計	1,385	1,385
民間検査機関		2,440	2,440
医療機関		3,255	2,375
合 計		7,080	6,200

(8) 幅広い検査の実施

- 医療機関や社会福祉施設、学校などで陽性者が確認され、感染の広がりが疑われるなど、クラスター（集団感染）の発生が懸念される場合には、濃厚接触者以外も幅広く関係者を対象として検査を実施する。

- 特に社会福祉施設等では、職員・入所者等で発熱や呼吸器症状等を呈している場合は、陽性者の有無に関わらず、幅広く迅速かつ積極的に検査を実施する。更に、希望する社会福祉施設等を対象として、新規就労職員及び新規入所者（ショートステイも含む）に対して PCR 検査を実施する。
- 感染多数地域の高齢者入所施設の従事者を対象とする集中的検査の範囲を拡大し、県内全域（保健所設置市を除く）の高齢者・障害者入所施設の従事者を対象とした集中的検査を6月末までに実施する。
- 再度の感染拡大の予防を早期に探知するため、政府（内閣官房）が市中（商店街、ショッピングモール、駅、民間事業所等）において実施するモニタリング検査に協力する。

(9) ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチンについて、迅速かつ円滑な接種体制の構築が図れるよう、医師会、市町等と連携・調整を行う。
- 県が調整主体となる医療従事者向け優先接種について、接種施設の確保、地域の中核医療機関への業務に対する支援、統一的なオンライン予約システムの構築等に努める。

(10) 医療用マスク・防護服等の確保

- 医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。
- 発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時には国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなり、状況に応じて県からも提供する。

(11) 感染者受入医療機関等への支援

- 県・市町（神戸市を除く）の協働により、「ひょうご新型コロナウイルス対策支援基金」を兵庫県健康財団に創設し、医療機関関係者等に対し、寄附による勤務環境改善等を行う（令和2年10月に医療機関へ第1次配分済）。
- 感染者及び疑似症患者への入院治療を行う医療機関に対する運営に要する経費（入院患者1人あたり12,000円/日）を支援する。
- 感染者等への対応業務に従事した県立病院等職員に対する特殊勤務手当を増額する（日額300円→3,000円、感染者等の身体に直接接触する作業等の場合は4,000円）。

(12) 保健所体制の強化

- 感染対策に資する改修や検査体制の充実、患者移送車等の整備等を図る。
- 県・関係機関等や県民局（センター）からの応援体制を構築するとともに、民間派遣を活用した応援チームによる支援を行う。

(13) 保健師バンクの機能強化

- 災害時等派遣保健師名簿を作成し、保健師バンクの機能強化を図る。

(14) 海外からの帰国者への対応

- 次の事項を海外からの帰国者に呼びかける。
 - ・指定された場所（自宅など）での14日間の待機
 - ・保健所等による健康観察への協力
 - ・発熱等受診・相談センター（健康福祉事務所・保健所等）への相談
 - ・入国制限がなされている国や地域以外の帰国者から住所地所在の保健所への連絡

(15) 風評被害対策等

- 次の事項を医療や介護など関係者への感謝とともに県民に呼びかける。
 - ・感染症に対する正しい知識や理解を深め、憶測やデマなどに惑わされないようにするとともに、医療関係者、患者関係者などへの風評被害・差別を防止することにより、感染者や濃厚接触者などが保健所の調査に協力できるようにすること
 - ・食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないよう、冷静に対応すること

2 学校等

(1) 公立学校

【県立学校】

①教育活動【令和3年5月12日～令和3年5月31日】

- 「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を実施したうえで、行う。
- 県外活動（修学旅行を含む）は行わない。ただし、令和2年度から延期している修学旅行及び既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。
- 校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンハイスクール、学校説明会、授業参観等）は、原則自粛とするが、各学校の実情を踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。
- なお、今後の感染状況によっては、部活動を含め、活動エリア等を検討する。

○感染防止対策

〔登下校時・出勤時〕

- ・児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状やPCR検査を受けている場合も登校させない。（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮する。
- ・教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合も出勤を見合わせる（特別休暇）
- ・登下校時（交通機関内を含め）のマスク着用とマスクをはずしての会話を行わないことを徹底する。
- ・校内の感染状況に応じ、分散登校や時差登校を検討する。

〔教育活動時〕

- ・感染リスクの高いとされている活動は、換気、身体的距離の確保や手洗いなどを徹底する。
- ・各教室での可能な限りの間隔を確保する。
- ・マスクの着用を徹底する。必要に応じてフェイスシールドを着用する。
- ・毎日の検温と手洗いを徹底する。
- ・教室、職員室、教科準備室、更衣室等は、適切な温度管理等に留意した換気、消毒を実施する。
- ・食事をする場所は、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策パーティションを設置する。食事中はマスクをはずしての会話は行わない。
- ・児童生徒・教職員に対し、不要不急の外出自粛を呼びかける。 等

〔その他〕

- ・学習塾など習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守する。
- ・学習塾など習い事は、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合やPCR検査受診者がいる場合は参加しない。

- ・学習塾など習い事への行き帰りには、マスクの着用を徹底する。
- ・コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅する。

②部活動

【令和3年4月29日～令和3年5月11日】

○原則休止とする。

○ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とする。

また、大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとする。

- ・活動場所は、自校及びその周辺のための活動とする。
ただし、活動拠点が校内にない場合は、当該施設を校内とみなす。
- ・活動時間は、平日4日2時間以内、土日1日3時間以内とする（「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」）。
- ・公式大会に合同で参加する場合、または自校内で練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

【令和3年5月12日～令和3年5月31日】

○平日(4日)は、十分な感染防止対策を実施したうえで、校内（活動拠点が無い場合は当該施設含む）のみ活動を実施する。なお、練習試合、合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

活動時間は2時間以内とする。

○土日は、原則休止とする。

ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）への参加は可とする。

また、大会等参加に伴う練習を行う場合は、大会初日の3週間前からとする。その際、感染防止対策（教育活動における感染防止対策を含む）を徹底のうえ、以下のとおりとする。

- ・活動場所は、校内（活動拠点が無い場合は当該施設含む）のための活動とする。
- ・活動時間は、土日のいずれか1日で3時間以内とする。
- ・公式大会に合同で参加する場合、または、公式大会に向けて自校単独では練習試合ができない場合のみ、他校と合同による練習を可とする。
- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。

※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。

③心のケア

○きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応する。

- ・児童生徒の状況把握(個人面談等の機会の拡充等)
- ・児童生徒の心のケアアンケート調査の継続検討

- ・ SNS 悩み相談の拡充（令和3年5月31日まで）（17:00～21:00 → 16:00～22:00）
- ・ キャンパスカウンセラー及び各種相談窓口の活用促進
- ・ 通級指導対象生徒や外国人生徒等への個別支援
- ・ 経済的困窮に配慮し、女性用品を県立学校に配備

【市町立学校・園（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園・幼稚園型認定こども園）】

○設置者に対し、感染状況を踏まえ適切な学校運営を依頼する。また、1人1台端末の持ち帰りなど、児童生徒の家庭学習支援を呼びかける。

〔感染時における対応〕

- 感染者、濃厚接触者及び体調不良者（以下、感染者等）が発生した場合、保健所の指示に従って、感染者等の出席停止（教職員は特別休暇）及び消毒等の対応を行う。なお、学級に複数の感染者等が発生した場合は学級単位、この状況が複数の学級で生じた場合は、学年・学校単位での臨時休業の実施を検討する。
- 広域的な感染防止対応が必要となった場合の地域における臨時休業については、国の動向、県全体の感染防止対応とともに学習機会の確保など総合的に判断したうえ、県立学校は基本的に学区単位、市町立学校は市町単位又は県民局・県民センター単位でのエリアで実施の可否を検討する。

(2) 県内大学

【感染防止対策強化の要請】

①授業形態

- 対面授業を実施する際の感染防止対策を徹底する。
- オンライン授業を積極的に活用する。

②部活動・サークル活動

- 部活動・サークル活動は、実施しない
- ただし、下記※の大会への参加及び当該大会への参加に向けて、大学等が必要と判断し、活動を行う場合には、以下を遵守
 - ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない
 - ・更衣室・部室でのミーティング時、試合等における部員の応援時にはマスクを着用
 - ・近距離で飛沫が飛ぶ接触は避ける
- ※中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）（参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること）

③外出・飲食

- 学生・教職員に対し、以下の点の徹底を図る。
 - ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛の徹底
 - ・感染防止対策を講じていない施設の利用の自粛
 - ・飲食店、路上や公園等での飲酒はしない
 - ・会話の際は、マスク等により飛沫を防止
 - ・学生食堂等では、マスクを外しての会話を控え、食事後は速やかに退出
 - ・学生食堂等の学内の飲食施設では、座席配置の工夫、アクリル板の設置等による感染防止対策の徹底

④学生への呼びかけ

- 教育活動の場（授業の開始・終了時、学生一人ひとりへのメール送付等）において、知事メッセージや学生向け動画等を配付・送信すること等により、感染防止対策の徹底を学生に強く呼びかける。

【学生への支援】

- 国の修学支援新制度における家計急変時の授業料・入学金減免、給付型奨学金支給を行う（急変後の所得見込により住民税非課税世帯・これに準ずる世帯となる学生が対象）。
- ・兵庫県私費外国人留学生奨学金の給付、アルバイト収入の大幅な減少等により経済的に困窮する私費外国人留学生に対する緊急奨学金の給付（月3万円）（大学、短大、高専、専門学校日本語学科）
- ・県立大学においては、上記に加え、独自の授業料等の減免の拡充（入学金等の対象追加）、家計急変時の授業料等減免（急変後の所得見込により判定（4人世帯の場合は約500万円未満が目安）、授業料の納付猶予・分納等を実施
- ・就職が困難となっている学生や既卒者等を支援するため、大学連携組織（大学コンソーシアムひょうご神戸）を活用した県内大学生の地元就職促進事業を実施

(3) 高専、私立学校（幼小中高・専修学校・各種学校）

- 私立の幼稚園・小学校・中学校・高等学校に対し、県立学校と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 高専、専修学校・各種学校に対し、県内大学と同様の感染防止対策の徹底を要請する。
- 私立専門学校の授業料減免支援（減免額の1/3）を行い、学生の経済的負担を軽減する。

3 社会教育施設等

【令和3年4月25日～令和3年5月11日】

- 県立施設については、
 - ①社会教育施設は、原則臨時休業とする。ただし、劇場等は感染防止対策を徹底した上で、無観客の利用は可とする。
また、図書館は入場整理の上、開館する（開館時間は最長20時まで）。
 - ②体育施設
(屋内施設)
 - ・屋内施設（1,000㎡超）は、原則臨時休業とする。
ただし、中体連、高体連等の公式戦（全国大会につながる公式戦）は、教育活動の一環であり、教育活動は制限をしながらでも実施しているため、屋内施設（県立都市公園内の施設を含む）は、感染防止対策を徹底した上で、無観客での利用は可とする。
 - ・屋内施設（1,000㎡以下）は、入場整理のうえ、開館する（営業時間は20時まで）。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。
 - (屋外施設)
 - ・屋外施設は、感染防止対策を徹底し、入場整理のうえ、無観客での利用とする（営業時間は20時まで）。なお、飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備の使用を自粛する。
- 市町立施設に対しては、県立施設と同様の取組みを要請するとともに、民間施設については、協力要請を行う。開館する場合は、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策の徹底を改めて働きかける。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限による取扱い」を徹底する。
- ・来館者多数の場合の入場制限を行う。
- ・発熱・咳などの症状のある者の入場を禁止する。
- ・発熱チェックを行う。マスク装着の徹底、消毒液の設置を行う。
- ・演者と観客との一定の距離を確保する（最低2 m）。
- ・密閉・密集・密接状態を回避する（休憩時間・回数増、換気など）。
- ・入館者の氏名・連絡先等を把握する。
- ・「県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録を呼びかける。 等

【令和3年5月12日～令和3年5月31日】

○県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。

○市町立施設に対しては、県立施設と同様の取組みを要請するとともに、民間施設については、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を働きかける。

○感染防止対策

- ・催物の開催制限及び開館時間短縮については、対処方針の「イベントの開催自粛要請」及び「施設の使用制限による取扱い」の徹底
- ・事前予約などによる来館者の入場制限の徹底
- ・発熱、咳などの症状のある者の入場禁止
- ・発熱チェック
- ・マスク装着の徹底、消毒液の設置
- ・演者と観客との一定の距離の確保（最低2 m）
- ・密閉・密集・密接状態の回避（休憩時間・回数増、換気など）
- ・入館者の氏名・連絡先等の把握
- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」QRコードの掲示と来館者への登録呼びかけ 等

4 社会福祉施設

(1) 高齢者施設、障害者施設等

①職員

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設・事業所について、感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請する。
- 各施設団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用するとともに、施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。
- 感染管理認定看護師等の派遣等による感染症対策研修を実施する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。

②利用者

- 面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合も、回数・人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。
- 原則、利用者の外泊・外出の自粛を要請する。利用者及び家族のQOLを考慮して外泊や外出を実施する場合は、手指消毒やマスク着用等感染防止対策の徹底を要請する。

③施設等への支援

- 退院後の社会福祉施設への円滑な受入を促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（1名受入あたり10万円）を支給する。
- 入所者が感染した場合、入院又は宿泊施設での療養を原則とするが、患者の状況や入院調整の状況等によっては、当該施設において療養することもあり得るものとし、患者を健康管理する当該施設に対し、サービス継続支援事業等で賄えない経費について、医師の配置等、適切な健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。
 - ・対象経費 健康管理にかかる医師、看護師等人件費、従事者宿泊費、防護具等
感染者1人あたり25万円
- 訪問介護等既に利用中のサービスがある場合は、当該サービス提供事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護支援専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え、協力金を支給する。
 - ・1日あたり協力金 訪問看護52,000円 訪問介護38,000円 等
- 概ね2ヶ月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2ヶ月分の使用量相当を県において保管する。
- 感染者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。
- 感染拡大防止対策に資する衛生用品の確保や外部専門家等による研修等の支援を行う。

(2) 保育所（幼保連携・保育所型認定こども園を含む）・放課後児童クラブ

- 感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の実施を要請する。
- 団体からも注意喚起を行うとともに、「5つの場面」等を解説した動画を作成の上配布し、職員等に対する研修に活用する。
- 職員の日々の健康管理（体温測定、発熱した場合の出勤停止）を徹底し、施設内での感染等が疑われる事案が発生した場合は、保健所に連絡する。
- 保育所において、感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設からの職員派遣の仕組みを運用する。

5 県立都市公園等

- 県立都市公園等（下記の施設を含む）は、感染防止対策を施した上で開園する。
 - ・公園内への持ち込み飲酒や食事は禁止する。
 - ・公園内の各施設については、施設毎の使用制限を遵守する。
- 県管理の河川、ダム、海岸及び港湾について、緊急事態宣言延長後、閉鎖していた駐車場は開放する。なお、引き続き、看板等の設置により、感染リスクが高いとされる行動を自粛するよう要請は継続する。

6 公共交通・高速道路等を利用した移動の抑制

- 交通事業者（鉄道・バス）に対して、緊急事態措置の実施期間における終電の繰上げ等の協力を依頼する。
- 播但連絡道路について、緊急事態措置の実施期間における土日の休日割引は適用せず、基本料金を徴収する。

7 外出自粛等の要請（法第 24 条第 9 項）

(1) 不要不急の外出自粛等（法第 45 条第 1 項）

- 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動することを要請する（特に大阪・東京など県境を越えた感染拡大地域への往来自粛）。
- 時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと（飲食店等への見回り等を実施）、感染対策が徹底されていない飲食店等や酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等の利用を厳に控えることを要請する。
- 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。
- 大人数や長時間におよぶ会食の自粛、会食等感染リスクの高い施設利用後は一定期間人との接触に注意する等により家庭内においても「人にうつさない行動」をとること、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加の自粛、歓送迎会や自宅等での大人数・長時間の飲食の自粛を要請する。

(2) 5つの場面の注意等

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意する。
 - (a) 飲酒を伴う懇親会等
 - (b) 大人数や長時間におよぶ飲食
 - (c) マスクなしでの会話
 - (d) 狭い空間での共同生活
 - (e) 休憩室、喫煙所、更衣室等
- 感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）を推進する。
 - ・マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等
 - ・特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底すること
- 毎日の検温実施等自身の健康管理に留意し、発熱等症状のある場合には通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等に相談する。
- こまめな換気や適度な保湿を行う。

(3) 家庭での感染防止対策

- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をする。
- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をする。
- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱など症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をする。

(4) 飲食等

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避ける（若者グループについては、特に注意）。
- リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意する。
- 大声での会話、回し飲みを避ける。
- 会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控える。会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること

(5) 追跡システム・接触確認アプリの利用

- クラスター発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」を利用する。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録する。

8 イベントの開催自粛要請等（法第 24 条第 9 項）

【令和 3 年 4 月 25 日～令和 3 年 5 月 11 日】

- 催物・イベントは、原則、無観客開催を要請する（社会生活の維持に必要なものを除く）。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請し、参加者等には「COCOA」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

【令和 3 年 5 月 12 日～令和 3 年 5 月 31 日】

- 人数上限 5,000 人、かつ、収容率 50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保することを要請する。
- 21 時までの営業時間短縮を要請する。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等の中止又は延期を要請する。
- 全国的又は広域的な祭り、野外フェスティバル等については慎重に検討し、開催する場合は十分な人と人との間隔(1m)を設けることとし、当該間隔の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断することを要請する。
- 地域で行われる集い等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事で、参加者がおおよそ把握できるものは、人数制限を行わない。
- 全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が 1,000 人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染防止対策等について対策本部事務局との事前相談をするよう要請する。
- 「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」への登録と QR コードの掲示を要請し、参加者等には「COCOA」の登録を要請する。
- 催物開催にあたっては、適切な感染防止対策の実施を要請する。

9 施設の使用制限等【令和 3 年 4 月 25 日～令和 3 年 5 月 31 日】

- 県全域への業種別ガイドライン遵守の徹底を要請する（法第 24 条第 9 項）。
- 飲食店等への休業要請・時短要請を行う（法第 45 条第 2 項に基づく）。
 - ・酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店等（カラオケ店及び利用者による酒類の持込みを認めている飲食店を含む）への休業要請
 - ・酒類及びカラオケ設備を提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）しない飲食店等への時短要請（5 時～20 時）

〈施設の種類〉

飲食店	飲食店(居酒屋を含む)・喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われている施設（宅配・テイクアウトサービスは除く）
遊興施設	遊興施設（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、カラオケボックス等）(*1)のうち、食品衛生法の飲食店営業の許可・喫茶店営業の許可を受けている店舗(*2)

※ 酒類又はカラオケ設備を提供する食品衛生法の飲食店営業許可を受けている結婚式場についても、同様の内容を要請

(*1) ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は対象外。

ただし、入場整理の実施や、酒類提供・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
 (*2) カラオケ店については、食品衛生法の飲食店営業・喫茶店営業の許可を受けていない店舗も要請対象

〈区域〉 全県

〈協力金支給額〉 1日当たり 4～20 万円/店舗×休業・時短営業日数

中小企業	前年度又は前々年度の 1 日当たり売上高に応じて単価決定
	10 万円以下の店舗：4 万円 10～25 万円の店舗：(前年度等の 1 日当たり売上高)×0.4 の額 25 万円以上の店舗：10 万円
大企業	1 日当たりの売上高の減少額×0.4 (上限 20 万円) *中小企業もこの方式を選択可

※財源：国 80%、県 20%

○飲食店等へ、感染対策の徹底を要請する。

(法第 45 条第 2 項)

- ・従業員への検査勧奨 ・入場者の感染防止のための整理・誘導
- ・発熱その他の症状のある者の入場の禁止 ・手指の消毒設備の設置 ・施設の消毒
- ・事業を行う場所の消毒
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知
- ・正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止
- ・施設の換気 ・アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保

(法第 24 条第 9 項)

- ・CO₂ センサー等の設置
- ・酒類の持込み禁止

○多数利用施設への休業要請等を行う (特措法施行令第 11 条施設)。

〔多数利用施設〕(映画館等、商業施設、運動・遊技施設、遊興施設(飲食店除く)、博物館等、サービス業)

床面積が 1,000 m²超

- ・土日の休業を要請(イベント関連の運動施設、博物館等を除く)
- ・19 時までの営業時間短縮を要請
- ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請(映画館等、イベント関連の運動施設、博物館等)
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ

床面積が 1,000 m²以下

- ・20 時までの営業時間短縮を働きかけ
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ

〔イベント関連施設〕(劇場等、集会・展示施設、ホテル・旅館の集会の用に供する部分、運動施設(屋外施設等)、テーマパーク・遊園地等)

- ・イベント開催制限の要件を準用した施設の運用を要請
- ・イベント開催の場合は 21 時までの営業時間短縮を要請
 (イベント開催以外の場合は 20 時までの営業時間短縮を要請又は働きかけ)
- ・入場整理の実施、酒類提供及びカラオケ設備使用の不可を働きかけ

・協力金支給額 (財源:国 80%、県 20%)

区分	集客施設 (1,000 m ² 超)	イベント関連施設 (1,000 m ² 超)
支給対象	当該大規模施設及びテナント事業者	テナント事業者のみ
支給金額	大規模施設：20 万円/日・施設 テナント等：2 万円/日・事業所	2 万円/日・事業所

10 事業者への感染防止対策等の要請（法第24条第9項）等

- 業種別ガイドラインに基づく感染防止策の徹底を促すとともに、関係団体を通じて協力を要請する。特に、接待を伴う飲食店及びその他の酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知徹底を行う。
- 飲食店に対し、発熱、せき、味覚障害など、少しでも症状がある従業員がいる場合の自宅待機及び検査受診を要請する。
- Go To Eat 参加飲食店においては、パーティション、アクリル板、テーブル等を利用し、利用客が家族や介助者等を除き「4人以下の単位」とする。あわせて、Go To Eat に参加しない飲食店に対しても、同様の協力を要請する。
- 医療機関に対し、医療従事者、患者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 社会福祉施設に対し、職員、通所者等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 大学等に対し、教職員、学生等への感染防止対策の徹底を要請する。
- 「感染拡大防止宣言ポスター」の掲示を要請する。
- 「兵庫県新型コロナ追跡システム」への登録と、可能な限り QR コードのテーブルやカウンターなどでの掲示を要請する。
- 店舗・施設利用者へ「COCOA」の登録を要請する。
- 次の事項を事業者・関係団体に要請する。
 - ・感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」（新しい生活様式）の推進
 - ・「出勤者数の7割削減」を目指し、在宅勤務（テレワーク）、テレビ会議等を推進
 ※県民が無料で利用できる「県民テレワークルーム」を本庁舎等に5カ所で開設中（期間：令和3年1月19日～、場所：本庁舎別館、新長田合同庁舎、尼崎・姫路・柏原総合庁舎）
 - ・接触機会低減等の取組を推進
 - ✓ ローテーション勤務・時差出勤等
 - ✓ 職場や寮における「3密」（密閉・密集・密接）の回避
 - ✓ 職場内の換気の励行、検温及びマスク着用の徹底
 - ✓ 発熱等の風邪症状が見られる従業員への出勤免除

11 事業活動への支援等

(1) 企業等の事業継続支援

①中小企業融資制度による資金繰り支援

- ・融資目標額8千億円
- ・6つの資金による支援

資金区分	限度額	概要
新型コロナウイルス感染症対応資金（無利子・無保証料） （R2.5.1～R3.5.31）	6,000万円	当初3年間無利子、保証料軽減 限度額引上げ R2.6.22～ 3,000万円→4,000万円 R3.1.25～ 4,000万円→6,000万円
家賃等つなぎ融資枠	法人：600万円 個人事業主：300万円	
新型コロナウイルス感染症保証料応援資金 （R2.6.22～R3.5.31）	5,000万円	無利子資金を超える資金需要に対応 保証料0.8%を県が全額補助、利率0.7%
経営活性化資金 （R2.3.16～R3.6.30）	5,000万円	迅速な融資・保証審査
借換貸付 （R2.3.16～R3.6.30）	2億8,000万円	既往債務の返済負担を軽減、利率0.7%
危機対応貸付 （R2.3.16～R3.6.30）	2億8,000万円	危機関連保証を活用、利率0.7%

新型コロナウイルス対策貸付 (R2.2.25～当面の間実施)	2億8,000万円	セーフティネット保証を活用、利率0.7%
-----------------------------------	-----------	----------------------

※実施期間の終期については、当面の予定

- ・信用保証における、事業者からの提出書類の簡素化、保証審査部門の体制強化などによる審査期間の短縮など弾力的な運用、積極的な承諾
- ・セーフティネット保証5号対象外業種（ぱちんこ屋等）について保証対象へ追加
- ・日本政策金融公庫等による資金繰り支援及び特別利子補給制度の活用
- ・金融機関に対し、既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮を要請

②事業の継続を支える支援措置

ア 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業または不要不急の外出・移動自粛により売上が50%以上減少した事業者

金額：法人60万円、個人事業主30万円（上限）

イ キャンセル料支援の活用（国制度）

対象：緊急事態宣言発令地域等において開催予定であった公演等を延期・中止したにもかかわらず発生した費用

金額：2500万円（上限）、補助率10/10

ウ 雇用調整助成金の活用（国制度）

- ・以下の企業は6月末まで現行特例措置を延長

a) 緊急事態宣言実施区域の要請等に協力する飲食店等（予定）

b) まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等

c) 特に業況が悪い事業主（売上が30%以上減少）

（現行特例措置）

・助成率引上：大企業1/2→2/3、中小2/3→4/5（解雇等を行っていない場合は大企業3/4、中小10/10）

・助成上限額引上：一人あたり8,330円/日→15,000円/日

・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成の対象

※上記a)、b) c)以外の企業は、5～6月は特例を縮減

（助成上限額15,000円/日→13,500円/日、中小助成率上限10/10→9/10）

・兵庫労働局助成金デスクによる相談

エ 産業雇用安定助成金の活用（国制度）

在籍型出向により雇用を維持する場合、出向元と出向先の双方の事業主に対し助成

a) 助成率：大企業3/4、中小9/10

b) 助成上限額：12,000円/日（出向元・出向先の計）

オ 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の活用（国制度）

- ・休業中に賃金の支払いを受けることができなかった中小企業の労働者からの申請により、休業開始前賃金の80%（日額上限9,900円（緊急事態宣言実施区域、まん延防止等重点措置対象地域の要請等に協力する飲食店等は日額上限11,000円）を休業実績に応じて支給

- ・大企業に雇用されるシフト制等の非正規労働者も対象に追加

カ 小学校休業等対応助成金の活用（国制度）

- ・対象：小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得なくなった保護者に対し、有給休暇を取得させた事業主
- ・金額：50,000 円／人 ※10 人まで（上限 50 万）

キ 中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・ひょうご・神戸経営相談センター、県地域金融室、県信用保証協会、各金融機関

③ポストコロナを見据えた事業展開への支援

ア 収束後における地域経済の活性化

- ・がんばるお店・お宿応援事業：5～10 万円/1 店舗（定額）、13,500 件
飲食店や宿泊施設によるテイクアウト・デリバリーへの参入、感染防止対策等を支援
- ・商店街お買い物券・ポイントシール事業（事業規模 15 億円：県 2/3、市町 1/3）
商店街等が取り組むプレミアム付商品券の発行、ポイントシール事業を支援

イ 新たなワークスタイルの推進（ひょうご仕事と生活センター）

- ・テレワーク等を推進するため、設備導入を支援するとともにアドバイザーを設置

④生産拠点の県内回帰、サプライチェーンの強化・再構築

産業立地条例に基づく補助金等を拡充

区分		拡充前（～R2. 6. 17）	拡充後（R2. 6. 18～）	
			県内全域での幅広い立地促進	サプライチェーン強化・再構築対策
税軽減	不動産取得税	1/2軽減 （拠点地区・促進地域）	同左	【一般地域】 1/2軽減 【促進地域】 3/4軽減
	法人事業税	【一般地域】 1/4軽減・5年間 （拠点地区1/3軽減・5年間） 【促進地域】 1/2軽減・5年間	【一般地域】 1/3軽減・5年間 （拠点地区1/2軽減・5年間） 【促進地域】 同左	【一般地域】 1/2軽減・5年間 【促進地域】 3/4軽減・5年間
補助金	設備投資補助	【一般地域】 設備投資額の3% ※国等補助金併用不可 【促進地域】 設備投資額の5% ※国等補助金併用不可	同左	【一般地域】 設備投資額の6% ※国等補助金併用可 【促進地域】 設備投資額の10% ※国等補助金併用可
	雇用補助	【一般地域】 新規正規雇用：30万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：60万円/人 新規非正規雇用：30万円/人	同左	【一般地域】 新規正規雇用：45万円/人 【促進地域】 新規正規雇用：90万円/人 新規非正規雇用：同左

※サプライチェーン強化・再構築対策は、令和5年3月末立地促進事業等確認申請受付分まで

⑤雇用対策の強化

ア 緊急対応型雇用創出事業

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた労働者等に対し、次の雇用までのつなぎの雇用を創出（実施規模：1,200 人）

イ 離職者等再就職訓練事業

- ・離職者等の就職促進のため、介護や IT・資格取得等ニーズの高い分野の職業訓練を実施（拡充規模：800 人（実施規模：219 コース 4,150 人））

(2) 観光振興

○Welcome to Hyogo キャンペーンの展開

旅行市場の回復段階に応じ需要を喚起するキャンペーンを展開（令和2年6月19日～）

- ・バス旅行の支援

区分	事業内容
ひょうごツーリズムバス	1台あたり宿泊3万円 日帰り1.5万円

※4月25日以降の新規予約分について、緊急事態宣言措置解除まで停止

(3) Go To トラベルキャンペーン

- 全国において、事業の適用を一時停止する。

(4) Go To Eat キャンペーン

- プレミアム付食事券の申込受付・販売(引換)等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止する。
- 令和3年1月14日から販売済みのプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかける（有効期限3/31→6/30に延長）。

(5) Go To 商店街事業

- 全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止する。

(6) 生活基盤の確保

①生活福祉資金特例貸付の拡充

- 特例貸付として、貸付の対象世帯を低所得者だけでなく、新型コロナウイルスの影響を受け収入の減少があった世帯に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付を実施

②住居確保給付金の支給

- 休業等に伴う収入の減少により、住居を失うおそれがある者に対し、家賃相当の住居確保給付金を支給

③ひとり親世帯生活支援特別給付金の支給

- 長引くコロナ禍の影響により、負担が大きくなっているひとり親世帯に対し、生活支援特別給付金を支給

④高等職業訓練促進給付金の支給

- ひとり親の資格取得を促進し、就職を支援するため、養成訓練等の受講期間において高等職業訓練促進給付金を支給

⑤ひとり親家庭住宅支援資金貸付の実施

- ひとり親に対する生活基盤の安定を図り、自立に向けた取組を促進するため、入居している住宅家賃に対する資金を無利子で貸付

(7) 税制上の特例措置等

- 県税を一括納付できない方で、要件を満たす場合は納税を猶予
- 県民税の寄附金税額控除の特例（行事の中止等による入場料金払戻請求権の放棄に適用）
- 住宅ローン控除（住民税）の特例の拡充（面積要件の緩和、適用期限の1年延長）
- 自動車税環境性能割の税率の臨時的軽減（1%軽減）の延長（令和3年末まで）

- 耐震基準不適合既存住宅の耐震改修特例（不動産取得税）の適用要件の弾力化（入居要件の緩和）
- 自動車税種別割の障害者減免（新規分）申請期限の延長（令和３年６月30日まで）
- 法人関係税等の電子申告・電子納税等を推進
- 自動車税種別割等のインターネットを利用したクレジットカードやスマホアプリ等による納税を推進

(8) 農林水産事業者への支援

①資金繰り支援

- 美しい村づくり資金、豊かな海づくり資金の拡充（当初３年間無利子化、貸付期間延長、融資限度額引上げ）

②事業継続支援

- 山田錦等酒米生産応援事業（酒米を酒用として販売した価格と酒以外の他用途利用向けに販売した価格差を支援）

③需要喚起・販売促進

- 県産酒米消費拡大キャンペーン事業（県産酒米 100%を原料にした日本酒 2,500 円の購入毎に、直売所で使える 500 円の金券を配布）

12 県としての対応等

(1) 県庁舎・県職員の感染防止対策等

- 職員の在宅勤務の活用による出勤者の原則 7 割削減を目指す。
- 職員の感染防止対策を行う。
 - ・時差出勤・フレックス制・特別休暇の活用の推進
 - ・サテライトオフィスの活用 ・テレビ会議システムの活用
 - ・マスク着用、人と人との間の十分な距離の確保、換気の徹底等
 - ・出勤時の自宅での検温の徹底、庁舎入口におけるサーモグラフィによる検温の実施
 - ・窓口業務等は職場環境に応じ、密閉、密集、密接とならないような方法により実施
- 市町職員の在宅勤務等の活用による出勤者 7 割削減を要請する。

(2) 予算の早期実施

- 国の補正予算等を活用して編成した県の補正予算と令和３年度当初予算の速やかな実施を図る。

(3) 組織体制の整備

- 「次なる波」の到来等に備え、組織体制を強化する（令和２年７月１日付）。
 - ・健康福祉部に新たに「感染症等対策室（室長：本庁局長級）」を設置し、同室に「感染症対策課」を置き、感染症対策を統括する機能を強化
 - ・感染症対策課に医務課・薬務課・社会福祉課・健康増進課・病院局企画課・復興支援課（R3.4～防災支援課）で実施している新型コロナウイルス感染症対策業務を一元化し、それぞれの課長が感染症対策課参事を兼務
- 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施に向け、組織体制を強化する。
 - ・健康福祉部感染症等対策室に新たに「ワクチン対策課」を設置し、同課に「参事（ワクチン対策担当）」を設置（令和３年１月２５日付）

(4) 自殺対策

- 新型コロナウイルス感染症の影響で生活の悩みや不安を感じる県民に対し、「こころの健康相談統一ダイヤル（☎0570-064-556）」など、相談窓口の啓発を図る。
 - ・相談窓口一覧 URL <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf09/soudanmadoguti.html>

(5) 女性に対する支援

- 男女共同参画センターにおいて、女性のための悩みや就労の相談を実施する（「女性のための悩み相談」☎078-360-8551）。
- コロナ禍で様々な不安や困難を抱える女性の相談に幅広く対応するため、NPO等民間団体と連携し、Web等を活用した相談支援事業や居場所づくり等を行う。

[改定年月日]

(令和2年 4月 13日改定)	(令和2年 4月 17日改定)	(令和2年 4月 24日改定)
(令和2年 4月 28日改定)	(令和2年 5月 4日改定)	(令和2年 5月 15日改定)
(令和2年 5月 21日改定)	(令和2年 5月 26日改定)	(令和2年 6月 18日改定)
(令和2年 7月 9日改定)	(令和2年 7月 17日改定)	(令和2年 7月 23日改定)
(令和2年 7月 29日改定)	(令和2年 8月 1日改定)	(令和2年 8月 28日改定)
(令和2年 9月 17日改定)	(令和2年 10月 14日改定)	(令和2年 11月 5日改定)
(令和2年 11月 11日改定)	(令和2年 11月 18日改定)	(令和2年 11月 24日改定)
(令和2年 12月 10日改定)	(令和2年 12月 24日改定)	(令和3年 1月 8日改定)
(令和3年 1月 12日改定)	(令和3年 1月 22日改定)	(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月 22日改定)	(令和3年 3月 4日改定)	(令和3年 3月 18日改定)
(令和3年 3月 29日改定)	(令和3年 4月 2日改定)	(令和3年 4月 9日改定)
(令和3年 4月 15日改定)	(令和3年 4月 21日改定)	(令和3年 4月 23日改定)
(令和3年 4月 28日改定)		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

R3.5.8時点
(随時更新予定)

1 飲食店等への要請等〔特措法第45条第2項等に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
飲食店等 (宅配・テイクアウト サービスを除く)	飲食店	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による 酒類の店内持込みを認めている飲食店を含む)) ・施設の休業	
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋 等		
遊興施設 (食品衛生法に基づく飲食店営 業の許可・喫茶店営業の許可を 受けている施設) ※	キャバレー	(酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及び カラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時)	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、 夜間の長時間滞在を目的とした 利用が相当程度見込まれる施設 は対象外。 ただし、感染防止策の徹底を 要請。入場整理の実施、酒類 提供(酒類の店内持込含む。)・ カラオケ設備使用の不可に ついて協力依頼
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック	(共通内容) ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を 講じない者の入場の禁止 ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・ 上記のほか、特措法施行令第12条第 1 項各号に 規定される措置 (従業員への検査勧奨、 入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、 手指消毒設備の設置、施設の消毒、 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止 に関する措置の周知、施設の換気)	
	バー		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	ライブハウス		
	場外馬 (車・舟) 券場 等	〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・ C O 2 センサー等の設置 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底	
カラオケ店 (食品衛生法に基づく飲食店営 業の許可・喫茶店営業の許可を 受けている施設を含む)	カラオケ店・カラオケボックス		
	カラオケ喫茶 等		
※ 結婚式場	※ 結婚式場	〔法第45条第2項に基づく要請〕 (酒類又はカラオケ設備を提供する場合(利用者による 酒類の店内持込みを認めている場合を含む)) ・施設の休業 (酒類及びカラオケ設備の提供をしない場合(酒類及び カラオケ設備の提供を取り止める場合を含む)) ・営業時短要請 (5時～20時) (共通内容) ・ 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を 講じない者の入場の禁止 ・ アクリル板等の設置又は利用者の適切な距離の確保 ・ 上記のほか、特措法施行令第12条第 1 項各号に 規定される措置 (従業員への検査勧奨、 入場者の整理誘導、発熱など有症状者の入場禁止、 手指消毒設備の設置、施設の消毒、 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止 に関する措置の周知、施設の換気) 〔法第24条第9項に基づく要請〕 ・ C O 2 センサー等の設置 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・ 1.5時間以内の開催 ・ 参加人数50人以下又は収容率50%以内のいずれか 小さい方	※ホテル・旅館等での結婚式を 含む

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

2 多数利用施設への要請等〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
映画館等	映画館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日19時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	プラネタリウム 等	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を含む店舗を除く)	卸売市場（※１）	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日19時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	※１ 生活必需物資売場以外 (生活必需物資) ・ 食品 ・ 医薬品 ・ 医療機器その他衛生用品 ・ 再生医療等製品 ・ 燃料 等
	コンビニエンスストア（※１）		
	大規模小売店（※１）		
	百貨店（※１）		
	スーパーマーケット（※１）		
	ホームセンター（※１）		
	ショッピングセンター（地下街含む）（※１）		
	靴屋		
	衣料品店		
	化粧品店		
	寝具小売業		
	かばん・袋物小売業		
	雑貨屋		
	文房具屋		
	本屋	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	自転車屋		
	家電販売店		
	園芸用品店		
	鍵屋		
	家具屋		
	建具小売業		
	畳小売業		
	宗教用具小売業		
	金物・荒物小売業		
	陶磁器・ガラス器小売業		
	楽器小売業		
	写真機・写真材料小売業		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
商業施設 (生活必需物資の小売り関係を営む店舗を除く)	時計・眼鏡・光学機械小売業	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日19時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	※2 修理等に関する部分を除く
	たばこ・喫煙具専門小売業		
	建築材料小売業		
	自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店 (※2)		
	花屋		
	宝石類や金銀の販売店		
	古物商 (質屋を除く)		
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋		
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ・レンタル		
	アウトドア用品、スポーツグッズ店		
	ゴルフショップ		
	土産物店		
	アイドルグッズ専門店		
	美術品販売		
	携帯電話ショップ 等		
運動・遊技施設	スポーツクラブ・スポーツジム	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日19時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	マージャン店		
	パチンコ屋		
	ゲームセンター		
	ビリヤード場		
	囲碁・将棋所 等		
遊興施設	性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ、出会い系喫茶、テレホンクラブ等)	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日19時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	※ネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、対象外。 ただし、感染防止策の徹底を要請。入場整理の実施、酒類提供(酒類の店内持込含む。)・カラオケ設備使用の不可について協力依頼
	アダルトショップ		
	個室ビデオ店		
	射的場		
	ライブハウス		
	勝ち馬投票券発売所		
	場外馬 (車・舟) 券場 等		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを営む店舗を除く)	ペットショップ（ペットフード売場を除く）	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 土日の休業 ・ 平日19時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	ペット美容室（トリミング）		
	住宅展示場		
	旅行代理店（店舗）		
	ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所)		
	スーパー銭湯		
	サウナ		
	エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く)		
	リラクゼーション		
	整体院(国家資格有資格者が行うものは除く)		
	日焼けサロン		
	脱毛サロン		
	タトゥースタジオ		
	占い		
	写真屋・フォトスタジオ		
	展望室 等		
運動施設 (屋内施設)	体育館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 19時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	スケート場		
	水泳場		
	屋内テニス場		
	柔剣道場		
	ボウリング場		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
博物館等 ※	博物館	・ 人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人との十分な距離(1m)を確保すること (床面積の合計が1000㎡超の施設) ・ 19時までの営業時間短縮 ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可 (床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・ 業種別ガイドライン遵守の徹底 (法に基づかない協力依頼) ・ 20時までの営業時間短縮 ・ 入場整理 ・ 店舗での飲酒につながる酒類提供等 (酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	※図書館を除く * オンライン配信の場合は 時間短縮不要
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園 等		

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

3 イベント関連施設等への要請等（施設規模に関わらず要請）〔特措法第24条第9項に基づく〕

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
劇場等	劇場	・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること ・<u>21時</u>までの営業時間短縮 * イベント開催以外の場合は<u>20時</u>までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	* オンライン配信の場合は時間短縮不要
	観覧場		
	演芸場 等		
集会・展示施設	集会場		
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
	多目的ホール 等		
ホテル又は旅館	ホテル（集会の用に供する部分に限る）		
	旅館（集会の用に供する部分に限る）		
運動施設 (屋外施設等)	野球場	・人数上限5,000人、かつ、収容率50%以内、収容定員が設定されていない場合は人と人の十分な距離(1m)を確保すること	* オンライン配信の場合は時間短縮不要
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場	(床面積の合計が1000㎡超の施設) ・<u>20時</u>までの営業時間短縮 * イベント開催の場合は<u>21時</u>までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕 ・入場整理 ・店舗での飲酒につながる酒類提供等(酒類の店内持込含む。)及びカラオケ設備使用の不可	
	スケート場		
	水泳場		
	屋外テニス場	(床面積の合計が1000㎡以下の施設) ・イベント開催の場合は<u>21時</u>までの営業時間短縮 ・業種別ガイドライン遵守の徹底 〔法に基づかない協力依頼〕	
	弓道場 等	・<u>20時</u>までの営業時間短縮	
	遊技施設	テーマパーク	
遊園地 等			

緊急事態措置・使用制限対象施設一覧

4 その他の施設

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
社会福祉施設等	保育所等（幼保連携型認定こども園を含む）	・感染防止策の徹底	
	放課後児童クラブ（学童保育）		
	障害児通所支援事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設		
	婦人保護施設		
	その他の社会福祉施設		
学校、大学、学習塾等	幼稚園	・感染防止策の徹底 ・感染リスクの高い活動の自粛 ・オンラインの活用	
	小学校		
	中学校		
	義務教育学校		
	高等学校		
	専修学校(高等課程)		
	高等専門学校		
	中等教育学校		
	特別支援学校		
	大学		
	専修学校(専門課程・一般課程)・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
	自動車教習所		
	学習塾		
	英会話教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
	そろばん教室		
	パソコン等 I T 関連教室		
	料理教室		
葬祭場	葬祭場	・感染防止策の徹底 ・酒類提供(酒類の店内持込含む。)の自粛	
図書館	図書館	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理	
商業施設 (生活必需物資販売施設)	卸売市場（※１）	・感染防止策の徹底	※１ 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等 ※２ 移動販売店舗を含む
	食料品店・食料品売場（※２）		
	コンビニエンスストア（※１）		
	大規模小売店（※１）		
	百貨店（※１）		
	スーパーマーケット（※１）		
	ホームセンター（※１）		
	ショッピングセンター（※１）		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※１）		
	ガソリンスタンド（※１）		
	新聞小売店		
	ベビー用品店		
	農機具店（肥料等含む）		

カテゴリー	施設例	要請内容	備考
サービス業 (生活必需サービスを 提供する店舗等)	理髪店	・感染防止策の徹底 ・適切な入場整理 ・酒類提供(酒類の店内持込 含む。)及びカラオケ設備 の使用自粛	
	美容院		
	銭湯（公衆浴場）		
	郵便局		
	メディア		
	貸衣裳屋		
	不動産屋		
	火葬場		
	質屋		
	獣医		
	修理店（時計、靴、洋服、自動車（二輪自動車含 む）、自転車等）		
	ランドリー		
	クリーニング店(取次店含む)		
	ごみ処理関係		
	配管工事・電気工事・ビルメンテナンス		
	セキュリティ・警備		
	神社		
	寺院		
	教会		
医療施設 (※1)	病院	・感染防止策の徹底	※1 国家資格有資格者が治療を行う もの以外の施設は除く ※2 生活必需品売場に限る (生活必需物資) ・食品 ・医薬品 ・医療機器その他衛生用品 ・再生医療等製品 ・燃料 等
	診療所		
	歯科		
	薬局・薬店・ドラッグストア（※2）		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル（集会の用に供する部分を除く）	・感染防止策の徹底	
	カプセルホテル		
	旅館（集会の用に供する部分を除く）		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舎		
	下宿		
交通機関等	バス	・感染防止策の徹底	
	タクシー		
	レンタカー		
	鉄道		
	モノレール		
	船舶		
	航空機		
	物流サービス（宅配等含む）		
工場等	工場	・感染防止策の徹底	
	作業場		
金融機関・官公署等	銀行	・感染防止策の徹底	
	消費者金融		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	官公署		
	各種事務所		